

外国人児童生徒受入初期対応ガイドブック

兵庫県外国人児童生徒受入促進運営協議会

目 次

はじめに

I	学校として行うこと	・・・1
1	受入の基本	・・・1
	(1) 受入体制の確立	・・・1
	(2) 外国人児童生徒に対する理解と指導	・・・2
	(3) 外国人児童生徒を支える環境づくり	・・・3
2	具体的な取組	・・・4
	(1) 受入時の対応	・・・4
	(2) 受入直後（約1週間）の対応	・・・8
	(3) 受入初期（約1ヶ月間）の対応	・・・9
II	教育委員会として行うこと	・・・14
1	外国人児童生徒の受入がわかった時の対応	・・・14
	(1) 関係部局との連携を深める	・・・14
	(2) 子ども多文化共生サポーター制度等の活用	・・・15
2	受入直後（約1週間）の対応	・・・16
	(1) 学校や支援者への理解を深める	・・・16
	(2) 課題把握をすすめる	・・・16
3	受入初期（約1ヶ月間）の対応	・・・16
	(1) 教材・情報などの集中管理と課題への対応	・・・16
	(2) 関係者のネットワークの構築	・・・17

資料Ⅰ【外国人児童生徒受入にかかる資料】

1 学校生活単語・会話文例

2 聴き取り関係

- (1) 受入時調査票—1
- (2) 受入時調査票—2
- (3) 緊急連絡先について
- (4) 学校給食と食材調査
- (5) 学校を休むとき

3 学校からのお知らせ関係

- (1) 学校のきまりについて
- (2) 登校・下校・子ども110番
- (3) 4月の行事予定
- (4) 行事のお知らせ
- (5) 宿泊を伴う校外学習のお知らせ
- (6) 校外学習のお知らせ
- (7) 家庭訪問のお知らせ
- (8) 個別懇談のお知らせ
- (9) 集金のお知らせ
- (10) 日本スポーツ振興センターのお知らせ

4 学校保健の関係

- (1) 健康診断のお知らせ
- (2) 保健調査表（小学校）
- (3) 保健調査票（中学校）
- (4) 問診票（小学校1年生・転校生用）
- (5) 内科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
- (6) 歯科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
- (7) 眼科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
- (8) 視力検査結果のお知らせ・受診結果報告票
- (9) 耳鼻科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
- (10) 尿検査・寄生虫検査結果のお知らせ・受診結果報告票

資料Ⅱ【子ども多文化共生教育実践事例】

(子ども多文化共生フロンティア校の実践)

資料Ⅲ【日本語指導にかかる実践事例】

(日本語指導研究推進校の実践)

資料Ⅳ【その他】

- 1 外国人児童生徒の充実について（通知）
- 2 人権教育基本方針
- 3 外国人児童生徒にかかわる教育方針
- 4 子ども多文化共生センターリーフレット
- 5 外国人児童生徒の教育相談等連絡先一覧
- 6 日本語指導にかかる教材一覧表
- 7 子ども支援教室一覧表
- 8 平成21年度市町国際交流協会一覧

はじめに

平成元年の出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、日本に定住し就労することが可能になり、外国人県民は増加の傾向があります。また、社会・経済のグローバル化の進行により、今後も外国人県民は増加していく可能性があります。

このような中で、県内の公立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・中等教育学校）には平成21年5月1日現在、3,745名の外国人児童生徒が在籍しています。そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は9月1日現在、242校に、23言語、744人であり、増加の傾向にあります。

これまで、外国人児童生徒は大都市や大都市近郊など、限られた地域に集中して居住する傾向がありましたが、近年では全国で分散化が進んでいます。わが県でも、外国人児童生徒は県内各地域に広がり、分散化と多言語化が更すすんでいます。

このような状況から、全ての学校において、外国人児童生徒の受入に関する理解を深め、その体制づくりと適切な支援が求められています。

外国人児童生徒の受入において特に重要なのは「初期対応（受入後1ヶ月）」です。外国人児童生徒の学校生活への早期適応や日本語理解は、初期対応のあり方によって大きく異なると言われてしています。

このたび、「初期対応」のあり方を示すとともに日本語指導の実践事例や8カ国言語に翻訳した家庭通知文などを収録した『外国人児童生徒受入初期対応ガイドブック』を作成しましたので、ぜひご活用ください。

平成22（2010）年3月

兵庫県外国人児童生徒受入促進運営協議会

I 学校として行うこと

1 受入の基本

(1) 受入体制の確立

日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入に当たっては、学校全体で取り組む必要がある。外国人児童生徒を受け入れる際、担当者任せにならないよう学校として組織的な指導体制を確立することが大切である。特に次の3点が重要である。

ア 教職員の共通理解

職員研修の機会を設け、外国人児童生徒の受入について全教職員の共通理解を図ることは、学校全体で取り組む第一歩である。また、その学校の実態を踏まえて計画的に研修を進めていくことが必要である。

- 外国人児童生徒が楽しく学校生活を送ることができるようにするための学校行事の在り方や学級運営や学習指導についての研修会
 - ・外国人児童生徒がかかえる課題
 - ・外国人児童生徒の心の安定
 - ・日本語指導と国語指導のちがい
- 国際理解や多文化共生についての研修会 など

イ 指導体制の整備と組織的な指導

「外国人児童生徒受入委員会」や「日本語指導推進委員会」など、外国人児童生徒の受入や指導を推進する体制を整備することが必要である。

管理職のリーダーシップのもと、委員会を中心として、学級担任や教科担任、日本語指導担当、子ども多文化共生サポーターなどが連携協力して外国人児童生徒に対する組織的な指導を進める必要がある。担任や担当者が一人で仕事を抱え込んだり、悩んだりするのではなく、学校全体で取組をすすめることが大切である。

ウ 個に応じた指導内容などの工夫

外国人児童生徒は、個々の生活背景や日本語理解の程度が異なっており、その実態や発達段階を踏まえて、指導内容や方法を工夫することが必要である。

個に応じた指導内容や方法を工夫することは、当該児童生徒の自己実現に向けて生活や学習を支援するだけでなく、彼らに自信と誇りをもたせることにつながる。

(2) 外国人児童生徒に対する理解と指導

外国人児童生徒の不安や戸惑い、緊張感を少しでも取り除き、生き生きとした学校生活を送れるようにすることが大切である。そのためには、外国人児童生徒理解を深め、個に応じた指導をすすめることが重要である。

ア 外国人児童生徒に対する理解の観点

外国人児童生徒の理解を促進するためには、まず、教師自身が、外国人児童生徒の育った国の文化や生活習慣などに興味・関心をもつことが必要である。一人一人の外国人児童生徒に、心を開き、明るく声をかけるなど、当該児童生徒の思いに寄り添いながら、温かなまなざしで接することが大切である。また、次のような視点に配慮することによって、より効果的な指導を行うことができる。

- 外国人児童生徒一人一人の生活歴、教育歴、学習状況、健康状況、家庭状況などについての確に把握する。
- 外国人児童生徒一人一人の将来の夢や進路の希望、また、保護者の学校に対する要望などについての確に把握する。
- 外国人児童生徒の行動について、その背景にある思いや考えを理解しようとする。
※学習にあまり熱心に取り組んでいないように見える場合でも、学習意欲がないと決めつけず、その背景を理解するように努める。母語を話すことのできる子どもも多文化共生サポーターや市や町のボランティアなどを通じて、外国人児童生徒の思いを的確に把握することが、適切な指導につながる。

イ 外国人児童生徒への関わり方

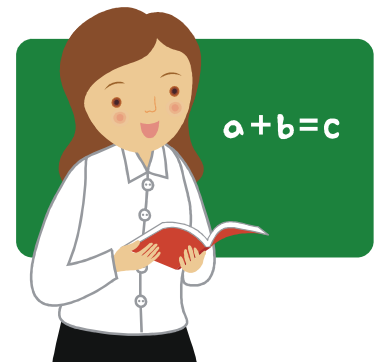
多くの外国人児童生徒は編入学当初、日本語がまったく分からず、また、学校生活についても知識や経験がない。「友だちができるのか」「勉強についていくことができるのか」など、多くの不安を抱えながら、生活している。

まず必要なことは、学校の様子やきまりをていねいに教え、学校生活についての理解を深め、学校への安心感を持たせることである。

次に、繰り返しほめて自信を持たせるようにしたり、「分かった!」「出来た!」という学習経験を積み重ねたりして、将来への希望を持ちながら日々積極的に学んでいけるように支援することが大切である。

ウ 分かりやすい授業づくり

外国人児童生徒がいるからといって、その子どもたちのことのみを考えて授業を行うことはできない。どの子どもたちにも分かるような授業づくりをすすめていくことが大切である。



まず、外国人児童生徒の実態を把握することが必要である。これをもとに、言葉を精選した分かりやすい発問、つまづきが予想される語句への説明準備、理解を促すための具体物や半具体物の活用、毎時間の理解状況を確認できる評価の工夫など、分かりやすい授業をすすめていくことが大切である。

外国人児童生徒に分かりやすい授業を進めることは、すべての児童生徒に分かりやすい授業を進めることであり、すべての子供の学力向上につながる。

(3) 外国人児童生徒を支える環境づくり

文化の異なる環境で育ち、日本での生活や文化に戸惑いを感じている外国人児童生徒を支える環境づくりには、多文化共生の視点が欠かせない。多文化共生とは、すべての児童生徒が異なる文化や価値観など互いの違いを認め尊重し合い、真に対等・平等な関係の中で共に生きて行くことを意味している。この考え方の根底には、人として共に同じ存在であるという人権尊重の視点がある。

ア 日本人児童生徒への指導

外国人児童生徒の円滑な受入には、日本人児童生徒の受容的な意識や態度が大切である。編入学当初は興味があつて近づいていた日本人児童生徒が、慣れるに従つて次第に遠ざかる態度を示したり、生活習慣の違いなどから対立関係になったりすることがある。こうしたことが起こらないように、日本人児童生徒と外国人児童生徒との相互理解を深めるような学級づくりが必要となってくる。

このためには、外国人児童生徒が異なる言葉、文化、習慣、価値観の中で育ってきていることを日本人児童生徒にも十分理解させ、共に生きる心を育むことが大切である。外国人児童生徒の受入を良い機会として、多様な文化に興味・関心をもたせ、異なった考え方やものの見方を受け入れられるような指導の工夫が求められる。

イ 仲間づくり・学級づくり

外国人児童生徒が学校や学級の中で、孤立することなく、温かく迎え入れられるためには、支え合う仲間づくりをするための配慮が必要である。全校集会で外国人児童生徒を学校全体に紹介したり、在籍学級で歓迎会を実施するなど、外国人児童生徒が温かく迎えられているという実感、安心感を持たせることが大切である。

また、学校に慣れてくるにつれて、外国人児童生徒が自然と友だちができるように交流の機会を多くしたりするなど、外国人児童生徒が自分自身で友達関係を深めることができるよう支援していくことも大切である。

ウ 保護者、関係機関・団体、地域などとの連携

外国人児童生徒への教育効果を十分に上げるためには、日本人児童生徒に対する指導だけでなく、その保護者、関係機関・団体、地域などに対しても学校の取組への理解と協力を求めることが必要となる。保護者への説明や関係機関・団体、地域などとの連携には次のようなことが考えられる。

- 外国人児童生徒の受入を好機として、日本人児童生徒の国際理解や多文化共生の取組を進める。
- 受入や指導状況の説明、日本人児童生徒の対応や反応などを紹介する。
- 保護者会などで、外国人児童生徒の受入についての理解と協力を求める。
- 関係機関・団体、地域などと連携して、効果的な日本語指導を進める。

※関係機関・団体一覧表が資料にあるので、参照のこと。



2 具体的な取組

(1) 受入時の対応

ア 受入時までにしておく準備

(ア) 母語と日本語が分かる人の手配

受入時には、教育課程や学校のきまり等を保護者に理解してもらうためにも、母語と日本語がわかる人に同席してもらう必要がある。各学校においては、地域のボランティアバンクを整理しておくとともに、市町教育委員会、子ども多文化共生センター、国際交流協会などへボランティアを依頼するなど準備をすすめておく。

(イ) 保護者に理解してもらうことを順序立てて、整理しておく

受入時にたくさんのことを保護者に伝えても、保護者も児童生徒も十分に理解できない。伝えたいこと、お願いしたいこと、知りたいことなどを簡潔に整理しておく必要がある。

(ウ) 相手に面接を行うことを確実に伝える

事前に相手へ、面接を行う場所、時間、面接内容などを伝え準備を促す。

イ 受入時の面接と学校ガイダンス

受入時の面接では、外国人児童生徒の母国での生活の様子や学習状況、また、日本語能力などを把握し、受入後の指導に生かすことが大切である。

(ア) 面接を実施する際に配慮すべき点

面接を実施する際には外国人児童生徒・保護者に対して、受容的な態度で接し、次のような点に配慮する。

a 安心できる雰囲気づくり

外国人児童生徒や保護者は、日本の生活習慣や学校生活について不安を抱えていることが多いので、緊張を和らげ、不安を取り除き、安心できる雰囲気での面接をすることが不可欠である。

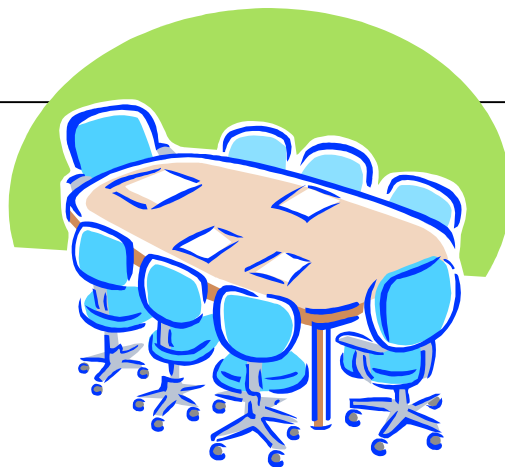
そのような意味から、面接場所や机の配置にも配慮することが大切である。

b 受容的な態度

外国人児童生徒や保護者の思いや考えをじっくり聞こうという姿勢、これが出発点である。外国人児童生徒の母語を使って挨拶するなど、受容的な態度と温かい雰囲気での面接を実施する。

c 信頼関係を築く

面接では、外国人児童生徒や保護者からの質問を促し、その質問の一つ一つに誠意を持って答えるようにすることで、学校や教師に対する信頼感が生まれる。面接は、学校や教師と外国人児童生徒及び保護者との信頼関係を構築するための出発点となる。



(イ) 面接で聴き取る事項

面接の際に、本人や保護者から聞いておくべき事項には次のようなものがある。その際、プライバシーに十分配慮することが大切である。

※別紙資料「外国人児童生徒受入時調査票」等を参考に、実施する。

- ① 本人の名前（表記、発音）
※名前の正確な表記や読み方は児童生徒アイデンティティの確立において重要である。
- ② 生年月日
- ③ 国籍の確認
- ④ 入国年月日
- ⑤ 言語（複数の言語を話す場合もある。）
- ⑥ 日本語の習得状況
- ⑦ 本国での履修状況
- ⑧ 健康状態（持病、アレルギーなど）
- ⑨ 滞在予定（永住、一時滞在など）
- ⑩ 緊急連絡先
- ⑪ 現在不安に感じていること
- ⑫ 児童生徒の将来（進路）について
- ⑬ 通訳できる知人等
- ⑭ 宗教などによる制限や習慣
- ⑮ 本人の性格
- ⑯ その他、学校に知らせておくこと



(ウ) 面接において学校から説明する事項（学校ガイダンス）

学校からの説明項目として、次のようなものがあるが、保護者に対する説明が不十分であったため、あとでトラブルが生じることもある。

このような事態を避けるために、「相手の身になって」「相手の目線で」ということを絶えず考え、保護者の理解を十分に得られるよう努めることが大切である。

一度にたくさんのことを説明しても理解できないので、必要なことは何度も繰り返し、時間をかけて伝えていくことが必要である。

①	学校行事	・・・学期の区切り、年間行事など
②	学校の1日	・・・始業・終業時刻、休憩時間、時間割など
③	学校のきまり	・・・校則の主なもの
④	教科書や持ちもの	・・・義務教育諸学校の授業料、教科用図書は無償、資料集などの副教材は有償 家庭が用意する学用品、通学時の服装、体操服など
⑤	給食や掃除	・・・給食や掃除は初めての経験という場合もある
⑥	通学路の安全	・・・通学路の確認、集団登校の説明
⑦	緊急時の対応	・・・警報やインフルエンザによる臨時休校など
⑧	必要経費や集金	・・・給食費、教材費等の必要経費の徴収と集金方法
⑨	就学援助	・・・奨学金制度や助成制度など
⑩	連絡方法	・・・欠席の場合の連絡、緊急時の連絡先など
⑪	保健関係	・・・身体測定、各種検診について
⑫	その他	・・・各学校にとって必要な事項

※日本の学校制度や高等学校進学、就学援助に関しては『就学支援ガイドブック』（兵庫県教育委員会）を参照のこと。子ども多文化共生センターのホームページから閲覧できる。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>



(2) 受入直後（約1週間）の対応

この時期のポイントとして、「学校には楽しみがあり、安心できる場所」ということを外国人児童生徒・保護者に印象づけることが大切である。



ア 外国人児童生徒に対して

(ア) 歓迎会

- ・温かく迎えられたという気持ちを実感させる。
- ・周りの子どもたちとのゲームや共同作業を通じて心をなごませ、友だちづくりをすすめ、信頼関係とコミュニケーションを深める。

(イ) 学校紹介

- ・トイレの場所や使い方、保健室や職員室など、学校生活に最低限必要な場所を案内し、実際に体験させる。
- ・それぞれの場所に母語で書かれたカードを貼り、安心感を与える。
- ・「トイレに行きたい」「お腹が痛い」「頭が痛い」など緊急の際に必要な言葉を母語と日本語で一覧表にし、本人に持たせたり、教室に掲示したりする。

(ウ) 通学路の安全確認

- ・通学路を実際に歩いて、交通ルールや危険な場所、子ども110番の家などについて教える。
- ・通学に慣れるまで、保護者の付き添いを依頼する。
- ・保護者とともに危険な場所を確認し、安全への意識づけを行う。

(エ) 緊急時の対応

- ・迷子になったり、不審者に後ろをつけられたりして、助けを求めたい状況になった時の対応の仕方などを教える。
- ・緊急時の連絡先、学校や担任の名前などを書いた「緊急連絡カード」などを持たせる。

(オ) 諸帳簿の整備

- ・指導要録の作成については、名前欄は本名を記載する。ふりがなについては、本人等の希望を尊重し記入する。
- ・生年月日については、西暦で記入することも可能である。その際、誤りなく伝達するために、元号を併記することは差し支えない。

イ 保護者に対して

資料編に収録している各種連絡文や『就学支援ガイダンス』（11言語）等を活用し、学校や学校生活への理解を深める。

- ・学校のきまり
- ・学校を休むときの連絡
- ・災害警報時の登下校
- ・臨時休業時の連絡
- ・学校行事のお知らせ
- ・個別懇談のお知らせ
など

ウ 日本人児童生徒に対して

世話好きな児童生徒を外国人児童生徒の席の近くに配置したり、外国人児童生徒の出身国を扱った資料を掲示したり、図書（会話集・辞書など）を置くなど配慮して、学級全員が外国人児童生徒を温かく受け入れる取組をすすめる。

エ 支援者（子ども多文化共生サポーター等）と連携して

サポーターが毎日学校にいる訳ではないので、最低限のコミュニケーションがとれ、緊急時に対応できるような日本語と母語が記載された「一覧表」を作成し教室へ掲示する。また、授業以外の時間を活用して、サポーターを介して外国人児童生徒と積極的に関わり、信頼関係を築き上げるようにする。

さらに、サポーターと一緒に家庭の状況、放課後の過ごし方、通学路などについて共通認識しておくことも大切である。なお、サポーターとの連携については、下記の点を配慮する。

- ・サポーターは補助的な立場であるため、単独で学習指導をさせたり、任せきりにしたりしないこと。
- ・サポーターが勤務しやすく、適切かつ効果的な支援を行えるよう教科書、サポーター用教材、机、椅子などの環境を整備する。
- ・管理職、担当教員、学級担任等とサポーターとの連携を密にし、相互の信頼関係を築く。

(3) 受入初期（約1ヶ月間）の対応

この時期のポイントとして、「学校には友だちがいて、楽しく過ごせる。また、日本語や教科の勉強ができる」ということを外国人児童生徒・保護者に実感させることが大切である。



ア 児童生徒に対して

(ア) 学校生活に必要な言葉の理解を促進する

- ・あいさつ
- ・時間や場所、各教室などを表す言葉
- ・指示を表す言葉 など

(イ) 先生や友だちに「どうすればよいのか」をたずねる力をつける

- ・困ったとき、分からないときなど、そのままにしない

(ウ) きまりや日課などについて指導する

- ・始業時刻に遅れない
- ・宿題を必ずしてくる など

(エ) 日本語指導について

- ・外国人児童生徒の教育の中で大きな比重を占めるのが、日本語指導である。日本語指導には大きく分けて、初期指導型と教科指導型の2種類がある。
- ・初期指導型は適応指導の一環で行われるひらがな、カタカナの習得、簡単な日常会話などの日本語習得をめざす指導である。一方、教科指導型は在籍学級で行われる教科の授業内容を理解する日本語能力の習得をめざす指導である。外国人児童生徒の実態に応じた指導が大切である。
- ・教科指導型には文部科学省が開発した「J S Lカリキュラム」による指導方法がある。詳しくは、以下のホームページを参照のこと。

※http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/

- ・『J S Lカリキュラム実践事例集』が子ども多文化共生センターのホームページに掲載しているので参照のこと。

※<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>

- ・本冊子の資料編に『日本語指導にかかる指導事例』があるので参照のこと。

イ 保護者に対して

(ア) 学校生活、学習状況に関心を深めさせる

保護者への連絡を大切にし、外国人児童生徒の交友関係や心の状態、日本語の習得状況や学習状況などサポーターを通して連絡し、関心を深めてもらう。

(イ) 学校についての理解を深めさせる

翻訳した学校だよりや学年だよりなどを配布して、学校や学級の様子に関わる情報を知らせる。また、学校行事や特別活動についての説明を十分に言い、その意義やねらいについて理解を深めてもらう。

(ウ) 保健関係についての理解を深めさせる

保健関係の文書を通して、児童生徒の健康増進にかかる諸検査及び健康診断の実施についての理解を深めてもらう。

(エ) いつでも相談できることを伝える

困っていることや、悩んでいることを早めに学校に知らせてもらえるように伝えておくとともに、いろいろな相談窓口があることを知らせる。

※資料の『外国人児童生徒の教育相談等連絡先一覧』参照のこと

ウ 日本人児童生徒に対して

外国人児童生徒への理解を一層深め、「豊かに共生する心」を育成することが大切である。そのためには、国際理解教育、開発教育などをすすめ、異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を促すとともに、日本と外国をめぐる歴史的な経緯や社会的背景などを理解し、コミュニケーションスキルを身につける取組が必要である。

本冊子の資料編に『子ども多文化共生教育実践事例』（子ども多文化共生フロンティア校の実践）があるので参照のこと。

また、国際協力事業団兵庫国際センター（JICA兵庫）では、海外青年協力隊OB/OGや来日中の研修員など国際教育に携わる人材を学校へ派遣する「学校訪問プログラム」がある。

エ 指導計画の作成と授業での配慮事項

(ア) 指導計画の作成

指導計画作成においては、外国人児童生徒に対する理解を深め、以下の点に留意することが大切である。

- 日本語の習得状況や学習能力を把握したうえで、指導計画を立てる。
- 教科の指導目標と日本語の指導目標を設定した計画を立てる。
- 学習内容の精選化と重点化をすすめ、授業にメリハリを持たせる。
- 授業を分かりやすくするための教材、教具など工夫し整備する。

(イ) 授業での配慮

言葉が分からないで授業に参加している外国人児童生徒たちの心境に思いをめぐらし、分かりやすい授業を行い、励ましながら、長い目で成長を見守ることが大切である。

A 話し方に気をつけて

ゆっくり、はっきりした口調で、長い文章や複文はさげ、できるだけ単文で話す。また、大切なことは繰り返して言う。文末の語尾は、「～ます。」「～です。」を使う。分からない表情をしていないかなどに気をつけるとともに、分からない時は、「分からない」とはっきり言うように指導する。

B 説明には、実物や絵・図・写真などを使って

言葉が分からなくても理解しやすいように実物を用意したり、絵や図を使って説明したりするなど、授業に興味をもてるように工夫する。また、日本人の児童生徒と同じプリントでは分かりにくいので、仮名や図解をつけるなどの工夫を加える。

C 教科書や板書にふりがなをつけて

来日して1ヶ月もすると、ひらがな・カタカナが読めるようになる。ふりがながあれば、辞書で調べることも可能である。ふりがなづけは、学級担任一人で取り組むのではなく、学年や学校全体、あるいは、ボランティアを活用するなどして、外国人児童生徒を支援する体制をつくる。

D 外国人児童生徒に活躍の機会を

学級の中で活躍の場があることは、自信と自尊感情を高める。外国人児童生徒の出身国の文化などにかかる内容を学習するときなどは、外国人児童生徒が活躍する場を設ける。

E 各教科での留意点

外国の小学校では、「読み」「書き」「計算」が主で、社会・理科・家庭科などの教科を設定していない国がある。中学校で初めて歴史・地理・公民・理科などを学ぶ外国人児童生徒もいる。

【国語】

- ・同じ漢字でも、筆順が日本と違う場合がある。
- ・漢字文化圏の国でも、学校で毛筆指導のない国がある。

【社会】

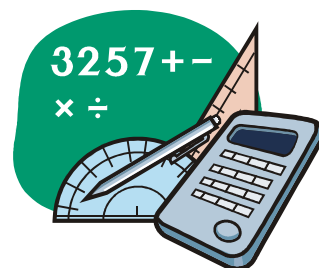
- ・歴史、地理、公民の各分野で固有の表現が多い。
- ・小学校で歴史、地理を指導しない国がある。

【算数・数学】

- ・学習内容に大きな相違はなく、共通なものが多いが、数字の形や割り算の記号、筆算の仕方などが異なる場合もある。また、ポルトガル語では「個」「本」などの助数詞がない。
- ・国によっては四則計算の訓練があまり行われず、高学年でも指を使って計算することもある。(日本では「10の固まり」で繰り上がりや繰り下がり指導するが、ブラジルでは指導者や学校によって教え方が様々で、「10の固まり」を教わっていない場合もある。)
- ・定規、コンパス、分度器などの使い方に慣れていない児童生徒がいる。

【理科】

- ・自然現象や季節感に大きな違いがあることから、日本の自然をもとに学習すると、これまでの知識や思考に混乱が生じることがある。



- ・小学校で理科を指導しない国もあり、実験や観察など経験のない児童生徒がいる。

【英語】

- ・会話力があっても文章を書けない児童生徒がいる。また、文法の基礎ができていないこともある。
- ・母語の影響を受けた発音をする場合がある。

【保健体育】

- ・水泳の授業をしない国がある。
- ・保健分野の指導をしない国がある。

【音楽】

- ・楽器演奏の経験がほとんどない児童生徒がいる。
- ・ハーモニカやリコーダーを見たことがない児童生徒がいる。

【図画工作（美術）】

- ・クレヨン、色鉛筆は使ったことがあるが、水彩絵の具は使ったことのない児童生徒がいる。

【その他】

- ・道徳、生活科、総合的な学習の時間の内容については、指導していない国が多い。

◆中学校教科用語の翻訳に関しては、以下の資料に詳しく紹介されている。

『学校教育におけるJSLカリキュラム中学校編』

（文部科学省 平成19年3月）

※社会科・数学・理科の各教科の教科用語を、ポルトガル語、中国語、スペイン語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、英語に翻訳している。

※上記資料は子ども多文化共生センターにあります。また、下記のホームページでも閲覧できる。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm

オ 支援者（子ども多文化共生サポーター等）と連携して

学校生活も1週間以上経過し、少し学校にも慣れてくる頃であるが、文化の異なる日本での学校生活や言葉が十分に分からない状態で勉強をすすめるためには、不安な気持ちでいっぱいである。

(ア) 信頼関係を深める

母語が話せるサポーターはとても心強い存在である。サポーターと協力して外国人児童生徒の心理状態を考察するとともに、学習面や生活面で困っているこ

となどをきめ細かくていねいに把握する。そして、外国人児童生徒を安心させ、信頼関係を十分深めることが、学習指導を円滑にすすめる基礎となる。

(イ) 指導計画の周知と計画の推進

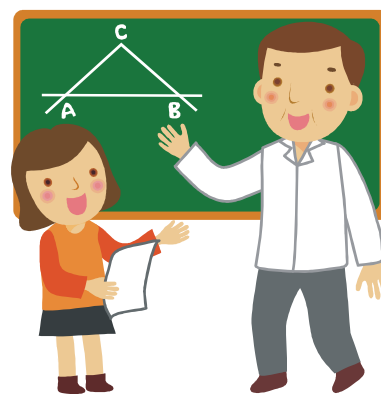
この時期、外国人児童生徒の日本語学習の課題や各教科での学習課題が徐々に明らかになってくる。明らかになった学習課題をもとに、一人一人に応じたきめ細かな指導計画を作成する。その計画を、子ども多文化共生サポーターへ周知し、計画に基づいた取組を連携して進めていくことが大切である。

また、学校外の支援者との連携を深め、指導の効果を高めることも大切である。地域の「日本語教室」の指導者や外国人を支援しているNGO/NPOなどの諸団体や地域の方々との連携・協力なども、この時期に進めておく。

(ウ) プリント類の翻訳や整理

学校から配布される家庭向けへのプリントを外国人児童生徒の母語に翻訳したり、プリントの基本的なパターンを整理したりして、いつでも使えるようにしておくことは大切である。

外国人児童生徒の家庭連絡や児童生徒の学習状況などの連絡が円滑になるよう、整備を進めておく。



II 教育委員会として行うこと

1 外国人児童生徒の受入がわかった時の対応

教育委員会は、外国人児童生徒の教育をすすめていくために学校が必要とする人材、教材、情報などを継続的に供給する必要がある。

(1) 関係部局との連携を深める

外国人児童生徒の学校への受入は、まず、市役所・町役場で外国人登録手続きを行い、就学適齢者の確認や編入学意思の確認を行う。次に、教育委員会で就学申請を行い、学校を決定し就学通知書を受け取る。そして、就学通知書を持って受入校へ手続きに向かう。

市役所・町役場：市民課（住民課）

- ・外国人登録、住居移動の手続き
(就学適齢者の有無確認・編入学意思確認)



教育委員会：学校教育課

- ・就学申請書受理
- ・就学通知書の発行（学校の決定）



受入校での手続き

外国人児童生徒の受入にあたって問題となるのが、教育委員会と市民課（住民課）との連絡が不十分で、就学が遅れてしまう場合である。就学の遅れは外国人児童生徒の成長に大きなマイナスとなる。市民課（住民課）などとの連携をすすめ、受入がスムーズに進むように取り組むことが大切である。



◆留意点◆

- ・査証（ビザ）がない場合、ビザ交付の申請中である場合など、多様なケースがある。ビザ交付があるまで「体験入学」とし、交付後正式な入学としている自治体もある。いずれにせよ児童生徒の学習機会の確保が最も大切である。
- ・校区の決定は、機械的に住所から決めるのではなく、日本語指導の体制が整備されていない場合には、地域の実情に応じ日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めるなど、柔軟な対応をすることが大切である。また、学年の決定については、日本語の理解や既習学習の状況に応じて柔軟に対応することを各学校へ指導することも大切である。
- ・居住地等の確認を行う必要がある場合には、外国人登録証明書による確認に限らず、一定の信頼が得られると判断できる書類による確認を行うなど、柔軟な対応を行うことが大切である。

※平成18年6月22日文部科学省初等中等局より、「外国人児童生徒教育の充実について」（通知）が出ている。資料編にあるので参照のこと。

(2) 子ども多文化共生サポーター派遣制度等の活用

兵庫県教育委員会では、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教員等と当該児童生徒とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど学校生活への早期適応を促進するために、「子ども多文化共生サポーター」を市町組合教育委員会等へ派遣している。

子ども多文化共生センターでは、日本語指導や通訳・翻訳、異文化紹介・異文化体験指導などができる「子ども多文化共生ボランティア」が登録されており、要請に応じて派遣している。

※子ども多文化共生センター

〒659-0031 芦屋市新浜町1-2 県立国際高等学校内

TEL 0797-35-4538 FAX 0797-35-4538

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>

また、各市町教育委員会の中には、支援員派遣事業を行っているところもある。さらに、各市町の国際交流協会などは、通訳や翻訳が出来るボランティアを登録し、学校へ派遣する制度を設けている場合もある。

2 受入直後（約1週間）の対応

(1) 学校や支援者への理解を深める

受入が確認された時点で、「子ども多文化共生サポーター」の派遣を要請したり、国際交流協会などへも通訳や翻訳などができる人材の派遣要請を行う。そこで大切なことは、派遣された支援者への理解を深めることである。支援者との話し合いの機会を確保し、力量や性格を十分把握したり、学校での取組の様子を幅広く把握し情報提供することも必要である。

(2) 課題把握をすすめる

外国人児童生徒を受け入れた学校の状況を把握する。そして、課題を明らかにし、課題解決への対応策を準備することが必要である。

1週間という短い間だが、外国人児童生徒の日本語理解の問題、外国人児童生徒に対する日本人児童生徒や教師の意識、また、サポーターなどに関する学校側の受入体制の問題点、外国人児童生徒の教育に必要な教材や教具などの不足、外国人児童生徒の保護者の問題など、様々な課題が見えてくる。これらの課題を掌握することが求められる。

3 受入初期（約1ヶ月間）の対応

(1) 教材・情報など集中管理と課題への対応

1週間を過ぎればいくつかの課題が明らかになるが、各学校は他の教育活動との兼ね合いのなかで、外国人児童生徒の教育に必要な人材、教材、情報などを十

分に確保していくことは容易ではない。課題の重要性は理解していても、なかなか人手も時間も十分に割けないという学校が多くある。

そこで、教育委員会が外国人児童生徒の教育に必要な人材・教材・情報を一元的に管理し、課題への対応を行うことが求められる。

各学校の担当者が必要な情報を探し回ることもないよう、必要な情報を教育委員会のホームページなどに掲載したり、ホームページから必要な文書をダウンロード出来たりするようにすることが必要である。国際交流協会などのホームページとリンクすることで、一層効果的な情報提供となる。

(2) 関係者のネットワーク構築

人材や教材、情報の集中管理とともに併せて重要なことは、関係者同士のネットワークを築くことである。指導の資料や教材の情報が得られたとしても、日々の指導の中では、なかなかうまく指導ができないで悩んだりもする。そのようなときに、経験豊富な指導者や有効な助言がもらえる専門家などとのネットワークが構築されていると、担当者は一人で悩みを抱え込むことが少なくなる。

市内の担当者を集め「協議会」や「担当者会」を組織し、日常的に情報交換できるネットワークを築いていくことは、課題解決までの時間短縮につながるし、担当者の指導力を向上させたりもする。

外国人児童生徒教育担当者、日本語指導担当者、サポーター、母語支援員、ボランティアなどを結び、情報交換が出来る場を設定することが大切である。



参考文献

『日本語理解が不十分な外国人児童生徒のために』 教師用指導資料

兵庫県教育委員会 平成14年

『帰国・外国人児童生徒受入マニュアル』

北九州市国際化地域連絡協議会 平成19年

『イチからはじめる外国人の子どもの教育』

臼井智美編集 教育開発研究所 平成21年

『外国人児童生徒受入対応マニュアル』

豊田市外国人児童生徒受入対応マニュアル作成委員会 平成21年

資料Ⅰ【外国人児童生徒受入にかかる資料】

※この様式は基本形ですので、各学校で実態に応じて加工してお使いください。

- 1 学校生活単語・会話文例集

- 2 聴き取り関係（受入時面談で活用ください）
 - (1) 受入時調査表—1
 - (2) 受入時調査表—2
 - (3) 緊急連絡先について
 - (4) 学校給食と食材調査
 - (5) 学校を休むとき

- 3 学校からのお知らせ関係
 - (1) 学校のきまりについて
 - (2) 登校・下校・子ども110番
 - (3) 4月の行事予定
 - (4) 行事のお知らせ
 - (5) 宿泊を伴う校外学習のお知らせ
 - (6) 校外学習のお知らせ
 - (7) 家庭訪問のお知らせ
 - (8) 個別懇談のお知らせ
 - (9) 集金のお知らせ
 - (10) 日本スポーツ振興センターのお知らせ

- 4 学校保健の関係
 - (1) 健康診断のお知らせ
 - (2) 保健調査表（小学校）
 - (3) 保健調査票（中学校）
 - (4) 問診票（小学校1年生・転校生用）
 - (5) 内科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
 - (6) 歯科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
 - (7) 眼科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
 - (8) 視力結果のお知らせ・受診結果報告票
 - (9) 耳鼻科検診結果のお知らせ・受診結果報告票
 - (10) 尿検査・寄生虫検査結果のお知らせ・受診結果報告票

資料Ⅱ【子ども多文化共生教育実践事例】

(子ども多文化共生フロンティア校の実践)

資料Ⅲ【日本語指導にかかる実践事例】

(日本語指導研究推進校の実践)

資料Ⅳ【その他】

- 1 外国人児童生徒の充実について（通知）
- 2 人権教育基本方針
- 3 外国人児童生徒にかかわる教育方針
- 4 子ども多文化共生センターリーフレット
- 5 外国人児童生徒の教育相談等連絡先一覧
- 6 日本語指導にかかる教材一覧表
- 7 子ども支援教室一覧表